

一般廃棄物処理業者  
浄化槽清掃業者 各位

東京二十三区清掃一部事務組合  
事業調整課長 濱園 義弘  
(公印省略)

**平成25年度以降の一般廃棄物処理業  
及び浄化槽清掃業の許可事務にかかる窓口変更について（通知）**

日頃より一般廃棄物処理行政及び浄化槽清掃行政に、ご理解・ご協力いただきありがとうございます。2月に開催した更新講習会でも説明しましたとおり、平成25年4月より一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可に係る事務は東京二十三区清掃協議会（以下「清掃協議会」という）が実施します。

これに伴い、下記のとおり窓口や手続き等が変更になります。

皆さまには、4月以降、手続き等について遺漏のないよう、お願いいたします。

記

**1 申請・届出窓口の変更**

平成25年4月1日（月）より、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に係る各種申請・届出については、清掃協議会が書類の提出窓口になります（窓口の営業時間等の詳細については、「5 お問い合わせ先」を参照ください）。

4月以降、各区では申請・届出をお受けすることはできませんのでご注意ください。

なお、各種申請・届出の郵送による対応状況は下表のとおりです。

各種申請・届出	郵送対応
新規許可申請	不可（窓口のみ）
更新許可申請	不可（窓口のみ）
変更許可申請	不可（窓口のみ）
変更承認申請	可
変更届	可
欠格要件に係る届出	可
業の廃止届	可
許可証再交付申請	不可（窓口のみ）

※郵送により申請・届出を行い、その控の返送を希望する場合には、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて申請・届出てください。

※変更許可申請、変更承認申請及び変更届において、許可証の差し替えが必要な場合、許可証の郵送は行いません。

## 2 更新許可申請への予約制の導入

清掃協議会では、23区でそれぞれ異なる申請内容の確認によるミスの防止及び窓口での皆さまの待ち時間の軽減を図るため、当面の間、更新許可申請に予約制を導入します。

詳細は、許可期間が満了する日の2か月前までに、清掃協議会から更新手続きの案内を対象となる業者の皆さまにFAX等によりお送りいたしますので、ご確認ください。

## 3 更新講習会での質問票に対する回答

別紙1「更新講習会での質問票に対する回答」を参照ください。

## 4 連絡事項等

- (1) 書類の作成にあたっては、2月に開催した更新講習会の机上配付資料及び「一般廃棄物処理業の手引き」を参照のうえ、書類に不備、不足がないようご準備ください。書類に不備、不足がある場合、申請・届出を受理できない場合があります。
- (2) 各種申請・届出にあたり、「一般廃棄物処理業の手引き」に記載されている申請・届出書類の電子データを利用になりたい場合は、清掃協議会までメールにてご依頼ください。後日、メールにてデータを送付いたします。  
なお、メールでの電子データ送付を希望される場合には、件名に「一般廃棄物処理業の手引き様式の送付【許可番号×××】」と必ず記載するようにしてください。
- (3) 4月以降、各種申請・届出による許可証の差し替え時、許可期間満了時及び業の廃止時に、許可証の紛失等で許可証を返納できない場合には、許可証再交付申請が必要です。その際は、申請手数料がかかります。許可証の管理には十分にご注意ください。
- (4) その他、ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

## 5 お問い合わせ先

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館12階  
東京二十三区清掃協議会事業調整課 許可係

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

※手数料の納付を伴う申請は、午後3時まで

電話：03（6238）0561～0565（3月末まで）

03（6238）0563～0568（4月以降）

FAX：03（6238）0550

Eメール：t23kyoka@union.tokyo23-seisou.lg.jp（全て半角英数）

※東京二十三区清掃協議会周辺図については別紙2を参照してください。

以上

## 更新講習会での質問票に対する回答

質 問	<p>許可期限が区によって異なっているが、最初に清掃協議会に更新許可申請をする際に、異なっている許可期限を統一することは可能かどうか。</p>
回 答	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）第7条第2項では、「許可は1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ～（一部抜粋）」と規定しており、さらに法施行令第4条の5で、「法第7条第2項に規定する政令で定める期間は、2年とする。」と規定しています。</p> <p>上記のように、法律上の許可の有効期間は2年間とされており、許可証に記載されている許可期限まではその業を行うことを申請者の権利として認めています。</p> <p>このため、許可期限を統一することは可能かとのお問い合わせにつきましては、申請者（処理業者）から、許可期限の調整を図り、許可期限の統一化を図りたいとの相談があった場合に、協議をさせていただきたいと考えています。</p> <p>期限の統一化について相談がある場合には、個別に清掃協議会までご相談いただきますようお願いいたします。</p>

## 東京二十三区清掃協議会周辺図

(東京区政会館 1 2 階)

〒102-0072

千代田区飯田橋3丁目5-1



## 交通

東京メトロ東西線	飯田橋駅	A 5 出口	すぐ
東京メトロ有楽町線・南北線	飯田橋駅	A 2 出口	徒歩約 2 分
都営大江戸線	飯田橋駅		
J R 中央・総武線	飯田橋駅	東口	徒歩約 5 分

※駐車スペースはございませんので、車での来庁はご遠慮ください。